

## 川崎市廃棄物処理業者等の法違反等に係る不利益処分等検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処理施設設置者、産業廃棄物処理施設設置者及び排出事業者の廃棄物処理法違反行為等及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく、対象建設工事受注者の建設リサイクル法違反行為並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく、引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者の自動車リサイクル法違反行為及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）に基づく保管事業者に対する違反行為について、公正かつ適正な不利益処分等を行うため、川崎市廃棄物処理業者等の法違反等に係る不利益処分等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

ただし、同一の者が同時に複数の法律等に違反し、当該法律等に基づく不利益処分を行う場合など必要に応じて、別に定める「川崎市環境局不利益処分検討委員会設置要綱」に基づき設置したときは、この要綱に基づき設置されたものとのみならず。

### (委員会の開催)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の処分内容について審議するために開催する。

- (1) 廃棄物処理法第7条の3及び同法第14条の3（同法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づくその事業の全部若しくは一部の停止命令に関すること。
- (2) 廃棄物処理法第7条の4及び同法第14条の3の2（同法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消しに関すること。
- (3) 廃棄物処理法第9条の2及び同法第15条の2の7の規定に基づく当該施設に必要な改善命令若しくは当該施設の使用の停止命令に関すること。
- (4) 廃棄物処理法第9条の2の2及び同法第15条の3の規定に基づく許可の取消しに関すること。
- (5) 廃棄物処理法第15条の19第4項の規定に基づく土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令に関すること。
- (6) 廃棄物処理法第19条の3の規定に基づく改善命令に関すること。
- (7) 廃棄物処理法第19条の4第1項、同法第19条の4の2第1項、同法第19条の5第1項、同法第19条の6第1項及び同法第19条の10第1項の規定に基づく措置命令に関すること。
- (8) 廃棄物処理法第21条の2第2項の規定に基づく措置命令に関すること。
- (9) 建設リサイクル法第20条の規定に基づく命令に関すること
- (10) 自動車リサイクル法第51条第1項及び同法第58条第1項に基づく登録の取消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止命令に関すること。
- (11) 自動車リサイクル法第66条及び同法第72条（同法第70条を含む。）の規定に基づく許可の取消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止命令に関すること。
- (12) 自動車リサイクル法第20条第3項及び同法第90条第3項の規定に基づく措置命令に関すること。
- (13) PCB特別措置法に基づく改善命令に関すること。

(14) その他必要と認めること。

2 前項各号において、行政手続法第13条第2項が適用される場合は、各委員の決裁により、委員会の開催を省略することができる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 環境局生活環境部長
- (2) 環境局総務部庶務課長
- (3) 環境局生活環境部廃棄物指導課長
- (4) 環境局生活環境部減量推進課長
- (5) 環境局施設部処理計画課長

ただし、産業廃棄物に関すること、建設リサイクル法に関すること及び自動車リサイクル法に関すること（使用済自動車一般廃棄物に係る廃棄物処理法違反に関することを含む。）については、(2)、(4)及び(5)を除くことができる。

2 委員会に委員長を置き、生活環境部長をもって充てる。

3 委員会は、委員長が代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の5分の3以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

(書記)

第5条 委員会に書記を若干名置く。

2 書記は、環境局生活環境部廃棄物指導課の職員をもって充てる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 庶務は、環境局生活環境部廃棄物指導課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。